

業務管理体制の整備に関する事項の届出先

○障害者総合支援法

区分	事業所等の所在地	届出先
指定障害福祉サービス事業者 指定障害支援施設	①事業所等が複数の県に所在する場合	厚生労働省
	②事業所等が広島市のみ所在する場合	広島市
	③その他	広島県
指定相談支援事業者	④事業所が複数の県に所在する場合	厚生労働省
	⑤特定相談のみを行う場合で、一の市町のみ所在する場合	各市町
	⑥事業所が広島市のみ所在する場合	広島市
	⑦その他	広島県